

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 木幡 浩

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)	
地域名 (地域内農業集落名)	湯野地区 (穴原・第一中央・第二中央・第一明神・第二明神・前野・四箇・小姓・山坊・西原・三角西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢が73歳と高齢化が進み、規模縮小を検討している農業者が多く、専業の担い手の減少や労働力不足により、遊休農地の更なる増加が懸念される。また鳥獣被害が多くなってきているため、鳥獣被害防止対策に対する情報収集や取り組みが必要である。

#### 【地域の基礎データ】

当地区に耕作地を持つ認定農業者:53名  
 当地区に耕作地を持つ認定新規就農者:1名  
 団体経営体:2経営体  
 多面的機能保全組合:1組織  
 中山間地域等直接支払集落協定:1組織  
 主な作物:果樹

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要作目である果樹を今後も継続して経営し、個人の意見を尊重しながら集積を進める。また、人口を増やすことのできる施策を検討し、地域内外から新たな担い手や新規就農者の確保に取り組む。そして、地域全体で鳥獣被害防止対策にも取り組み、農地を維持していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	368 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	368 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後条件のよい農地と悪い農地の区分けを行い、地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地所有適格法人等へ農地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構等に貸し付け、幅広い農業者へ段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地整備事業を活用し、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携しながら地域としてフォローアップしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--